

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士石寺隆、同小林徳太郎、同小原栄の上告理由は別紙記載のとおりである。

論旨は、原判決に理由不備、理由齟齬または釈明権不行使の違法があると主張するのであるが、要するに、本件選挙当時上告人は横須賀市 a 町 b 丁目 c 番地 D 方に、三箇月以上住所を有していたと主張するに帰する。

しかし公職選挙法上においても一定の場所を住所と認定するについては、その者の住所とする意思だけでは足りず客観的に生活の本拠たる実体を必要とするものと解すべきところ、これを本件について見るに、原判決の確定した事実関係によれば、上告人は昭和二九年一二月下旬以来、前記の場所を住所にしようとする意思があつたかも知れないが、同所は上告人の生活の本拠たる実体をそなえるに至らずそのまま本件選挙期日に至つたものと認めるのが相当である。この点に関する原判決の説明は十分首肯できるのであつて、所論のような違法はなく、その他所論の事実によつては、上告人の住所が右場所にあつたものと認めることができない。

よつて本件上告は理由がないから、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一